

意見公募要領

1 意見募集対象

〈省令案〉

- ・電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部改正案
- ・電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の一部改正案
- ・電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号の一部改正案
- ・工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）の一部改正案
- ・電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部改正案
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成9年郵政省令第91号）の一部改正案
- ・東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成15年総務省令第119号）の一部改正案
- ・接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の一部改正案
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令（平成14年総務省令第57号）の一部改正案
- ・基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部改正案
- ・接続料規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第14号）の一部改正案
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）の一部改正案
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則案

〈告示案〉

- ・平成6年郵政省告示第72号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないもの）の一部改正案
- ・平成13年総務省告示第395号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件）の一部改正案
- ・平成14年総務省告示第72号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部改正案
- ・平成16年総務省告示第99号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の一部改正案
- ・平成23年総務省告示第87号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部改正案
- ・電気通信事業法第12条の2第4項第2号口の電気通信設備を指定する告示案
- ・電気通信事業法第12条の2第4項第2号ニの電気通信設備を指定する告示案
- ・電気通信事業法施行規則第23条の9の5第2項の規定に基づき情報の開示に関する事項を定める件の告示案
- ・電気通信事業法第52条第1項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件の告示案
- ・電気通信事業法施行規則第59条の2第1項第1号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める告示案
- ・第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第9項の規定に基づき接続料の算定に用いる値を定める件の告示案

〈訓令案〉

- ・電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部改正案

〈ガイドライン〉

- ・電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定案
- ・MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの改定案
- ・第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン（廃止）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100 - 8926 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスク等の条件は、次のとおりです。

○記録媒体：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（2）FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5253 - 5838
総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て
※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

（3）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kaisei2015-zigyohou_atmark_soumu.go.jp
（スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。）

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は極力控えていただきますよう、御

協力のほどよろしくお願いたします。)

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっております。

- (4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合
意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、添付ファイルは利用できませんので、御注意ください。

4 意見提出期限

平成 27 年 12 月 10 日 (木) 必着

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合は、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 27 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注 1)

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案についての意見募集－電気通信事業法施行規則の一部改正等－」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

注 3 別紙にはページ番号を記載すること。

	意見対象区分	対象条項	意見
1	<p>二種指定制度に係る接続ルールに関するもの (・電気通信事業法施行規則の一部改正案 (第4条の4第1項、第23条の4、第23条の9 の2から第23条の9の6まで、第24条の5、 様式17の4の2から17の4の7までに限 る。)) ・第二種指定電気通信設備接続会計規則の 一部改正案 ・第二種指定電気通信設備接続料規則案) に係る意見</p>		(大部の場合は、別葉にすること。)
2	上記1以外の部分に係る意見		(大部の場合は、別葉にすること。)